

重度障害児送迎事業について



重度の身体障害があり、自力通学が困難な児童生徒の通学を支援する制度です。

箕面市教育委員会は、本事業について、児童生徒の学びの意欲を尊重することと
安全確保を最優先に、円滑かつ確実に実施します。

重度障害児送迎事業に関する問い合わせ

箕面市教育委員会 子ども未来創造局 人権施策室

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

電話 072-724-6921

1. 事業目的

重度の身体障害があり、箕面市立学校への通学が自力では困難な児童または生徒に対し、義務教育を受ける機会及び通学の安全を保障するために、民間タクシー事業者が運行するタクシーを利用し、自宅等から学校等への送迎を実施することを目的とします。

2. 実施期間

令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

3. 事業実施区間

(1) 対象児童生徒の自宅から、在籍する箕面市立小中学校等の区間

(2) 箕面市教育委員会から上記(1)以外の目的地の依頼があった場合の当該区間
＊学校の教職員が同乗します。

4. 業務内容

I. 登校支援業務

◆大まかな流れ

場所	登校時の対応
開始	事業所出発
学校	①事業所から児童生徒の在籍校までタクシーを運行し、指定の時間に教職員を乗車させる。
自宅	②児童生徒の自宅までタクシーを運行し、児童生徒を乗車させる。
学校	③児童生徒の在籍校までタクシーを運行し、児童生徒及び教職員を下車させる。
終了	事業者は、利用毎に実績報告書に必要事項を記載した上、利用終了後に当該校の教職員の確認（サイン）を受ける。

II. 下校支援業務

◆大まかな流れ

場所	登校時の対応
開始	事業所出発
学校	①事業所から児童生徒の在籍校までタクシーを運行し、児童生徒及び教職員を乗車させる。
自宅	②児童生徒の自宅までタクシーを運行し、児童生徒を下車させる。
学校	③児童生徒の在籍校までタクシーを運行し、教職員を下車させる。
終了	上記Iの終了に同じ

III. 校外学習等支援業務

箕面市教育委員会から、校外学習、職場体験などによる、在籍校もしくは自宅以外の目的地への送迎の指示があった場合は、その区間について、上記I、IIと同様の手順で運行する。

5. Q&A 集

Q1：事業開始前に、対象児童生徒と保護者が同乗する安全確認（試走）は必要ですか。

事前のルート確認等は事業者の責任で行ってください。また、保護者及び教職員から、本事業開始前に安全確認（試走）をしたいという相談があった場合は、一度人権施策室までご連絡ください。

※試走で発生する運賃等は本事業の支払い対象外となっております。

Q2：重度障害児送迎事業の開始は、いつ決定になりますか。

申請書類を箕面市教育委員会が受理し、しかるべき審査期間を経て、箕面市教育委員会より連絡を受けてからの実施となります。

Q3：保護者から依頼があった場合、通院等を理由に、送迎の途中で病院に寄ってもよいのですか。

重度障害児送迎事業として利用ができません。本事業の送迎は、原則として、自宅一学校間です。

Q4：車両の送迎料金は、距離制または時間制のどちらの運賃で請求するのですか。

契約時に設定したタクシー利用料（時間制）により請求してください。

※目的地までの間で必要な有料道路通行料、駐車場使用料、迎車料、その他必要と考えられる費用については、あらかじめ箕面市教育委員会と協議をし、必要であると認める場合は、その費用を上記利用料に加算します。

Q5：児童生徒送迎後、事業所まで戻る運賃は、重度障害児送迎事業の対象となりますか。

事業所まで戻る運賃は、重度障害児送迎事業の対象外です。業務完了後、受託事業者それぞれが任意の方法で帰ることになりますので、この場合の運賃の取り扱いについては、契約外となります。